

# 教 育 文 化 委 員 会 記 録 (No.10)

1 日 時 令和7年10月3日(金)  
午前10時09分 開会  
午前11時20分 閉会

2 場 所 第4委員会室

## 3 出席委員(10人)

委 員 長	高 橋 都	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	宮 崎 吉 輝	委 員	吉 田 幸 正
委 員	立 山 幸 子	委 員	岡 本 義 之
委 員	山 田 大 輔	委 員	宇 土 浩 一 郎
委 員	本 田 一 郎	委 員	有 田 絵 里

## 4 欠席委員(0人)

## 5 出席説明員

都市ブランド創造局長	小笠原 圭 子	にぎわい担当理事	森 川 洋 一
総務文化部長	小 田 聡	文化企画課長	楠 本 祐 子
埋蔵文化財担当課長	原 田 智 也	観光にぎわい部長	井 上 美 紀
観 光 課 長	大 浦 太 九 馬	スポーツ部長	山 根 英 明
スポーツ振興課長	森 本 康 成	教 育 長	太 田 清 治
教 育 次 長	大 庭 千 枝	総 務 部 長	富 原 明 博
学校支援部長	藤 井 創 一	学校保健課長	藤 田 真 治
施 設 課 長	有 田 隼 人		外 関 係 職 員

## 6 事務局職員

委員会担当係長	廣 門 実 知 江	書 記	古 園 美 嘉
---------	-----------	-----	---------

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	3日は議案及び関連する陳情の審査、6日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行うことを決定した。
2	議案第116号 北九州市文化財保護条例の一部改正について	議案及び陳情の審査を行った。
3	議案第117号 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
4	議案第135号 令和7年度北九州市一般会計補正予算（第3号）のうち所管分	
5	陳情第57号 北九州市の文化財保護条例の改正について	
6	議案第126号 北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部変更について	都市ブランド創造局から報告を受けた。
7	議案第130号 小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の一部変更について	教育委員会から報告を受けた。

## 8 会議の経過

（陳情第57号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

○委員長（高橋都君） それでは、開会いたします。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり3件であります。

審査日程については、本日は議案及びこれに関連する陳情の審査を行った後、契約議案について報告を受け、10月6日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案及び陳情の審査を行います。

議案第116号、117号及び135号のうち所管分並びに陳情第57号の以上4件について、一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。総務文化部長。

**○総務文化部長** それでは、都市ブランド創造局所管の議案につきまして、タブレットの教育文化委員会資料に沿って御説明いたします。

3 ページを御覧ください。初めに、議案第116号、北九州市文化財保護条例の一部改正について御説明いたします。

これは、本市において文化財保存活用地域計画を作成するに当たり、文化財保護法に基づく文化財保護審議会を設置するため条例改正するものです。

文化財保存活用地域計画は、文化財の保存活用に関して各市町村が目指す方向性や中長期的に取り組む内容を記載した基本的な計画で、平成30年の文化財保護法改正により各自治体が計画を作成し、国の認定を申請できることとなりました。本市におきましても昨年度策定した北九州市文化芸術推進プランを踏まえ、このプランとの整合性を図りながら、文化財保存活用地域計画の策定に取り組みます。

改正内容は、これまで文化財保護審議会については、地方自治法に基づき附属機関の設置条例で規定しておりましたが、設置根拠を文化財保護法に基づくものに変更し、文化財保護条例の条文に新たに文化財保護審議会の設置を追加するものです。施行期日は関係規則も併せて改正する必要があるため、令和7年11月1日といたします。

なお、本会議の一般質問におきまして、所掌事務を明確にすべきとの御質問がございましたので、担当部局としての考え方を改めて御説明させていただきます。

文化財保護審議会の所掌事務は文化財保護法に明記されており、そのまま条例に適用されることから、条例改正案には記載しておりません。法の所掌事務の規定がそのまま条例に適用されるため、これまでどおり諮問への答申を行うことや、新たに建議ができることとなります。参考までに、都市ブランド創造局の所管である北九州市スポーツ推進審議会におきましても、所掌事務は上位法であるスポーツ基本法に明記されていることから、本件と同様に条例には記載しておりません。

10ページを御覧ください。続きまして、補正予算議案について御説明いたします。議案第135号、令和7年度北九州市一般会計補正予算のうち所管分を御説明いたします。

なお、令和7年度北九州市補正予算に関する説明書の該当ページにつきましては表の右側に記載しております。また、説明に当たり、金額は万円単位とさせていただきます。

まず、2款3項4目文化振興費、埋蔵文化財センター移転事業は、埋蔵文化財センターの移転改修工事等について、物価上昇などに伴う契約変更のため8,350万円を増額補正するものです。

次に、2款3項5目スポーツ振興費、新門司グラウンドのスポーツ交流拠点整備支援事業基金積立金は、ギラヴァンツ北九州が建設するクラブハウス内の市民のスポーツ交流拠点整備の財源として企業版ふるさと納税を基金へ積み立てるため、7,000万円を増額補正するものです。

次に、8款2項1目商工業振興費、北九州国際展示場施設整備事業は、アジア太平洋インポートマート、A I Mビル2階ガレリアの改修工事を行うため、6,130万円を増額補正するものです。

11ページを御覧ください。次に、債務負担行為についてです。小倉城天守・小天守エレベーター棟増築及び耐震改修工事等事業は、小倉城のエレベーター棟の新設と、それに伴う天守閣の内部改修及び小天守の耐震改修等に要する経費で、工期の短縮に向け全ての工事を一括発注するため、新たに債務負担行為を設定するものです。

以上で都市ブランド創造局所管の議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（高橋都君）** 文化企画課長。

**○文化企画課長** 続きまして、陳情第57号の北九州市の文化財保護条例の改正についてを御説明させていただきます。

タブレットの資料12ページ、文化財保護法抜粋を御覧ください。市町村の文化財保護審議会の設置につきましては、下線を引いておりますとおり、法第190条第1項にその根拠が示されております。今議会に提出しております条例改正は、文化財保護法に基づく文化財保護審議会を設置するためのものでして、条例第43条におきましては、審議会設置の根拠となる法の規定、法第190条第1項を正確に示したところでございます。そのため条例改正文を変更する必要はないと考えております。

なお、議案の説明でも申し上げましたとおり、今回の条例改正によりまして、タブレット資料にありますとおり、法第190条第3項の所掌事務の規定がそのまま条例に適用されることから、これまでどおり諮問への答申を行うことや、新たに建議ができることとなります。

次に、文化財保存活用地域計画についてでございます。文化財保護法に基づきます文化財保存活用地域計画は、文化財の保存活用に関しまして、各市町村が目指す方向性や中長期的に取り組む内容を記載する基本的な計画でございます。この計画は市の総合計画等に体系づけられるものでして、作成に当たりましては、市の基本計画や分野別計画を踏まえる必要がございます。

北九州市におきましては、前文化振興計画の計画期間を平成28年度から令和2年度までとしておりましたが、当時この計画は2年間延長されておりました。その後市長が交代し、現市長の下で令和5年から新たな基本構想、基本計画の策定に着手いたしまして、令和6年3月に北九州市の新ビジョンが策定されたところでございます。文化振興計画は、市の基本計画の分野別計画の位置づけとなりますので、市の基本計画策定後の令和6年度から着手いたしまして、今年4月から北九州市文化芸術推進プランがスタートしたところでございます。

この新たな文化の計画の下で、文化振興の一分野でございます文化財につきまして、その保存活用を図るため、地域計画の策定に着手する運びとなりました。上位計画との整合性を図り

ながら進めてきたところをごさいます、地域計画の着手のタイミングは妥当なものであると考えております。

今後着手します文化財保存活用地域計画につきましては、北九州市の歴史や文化の特性を踏まえた計画となるよう取り組みますとともに、計画策定に当たっては、文化財保護審議会や市民の皆様など様々な御意見をお聞きしながら策定作業を着実に進めてまいります。

説明は以上でございます。

**○委員長（高橋都君）** 総務部長。

**○総務部長** 続きまして、教育委員会所管分の議案について御説明させていただきます。

タブレット配付の資料の1ページをお願いいたします。議案第117号、北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

改正理由及び内容についてでございます。特別な教育的支援が必要な児童生徒の増加による過密化や狭あい化、校舎等の老朽化の進行を考慮いたしまして、小倉北特別支援学校及び北九州中央高等学園については、東芝北九州工場跡地への建て替え整備を行っているところでございます。この建て替え整備の完了に伴いまして、この2校の位置が変更されるため、関係規定を改めるものです。

施行期日は、それぞれの移転期日に合わせまして、小倉北特別支援学校は令和8年1月1日、北九州中央高等学園は令和8年4月1日としております。条例改正案や新旧対照表につきましても添付させていただいておりますので、御参照ください。

条例改正についての説明は以上でございます。

次に、4ページをお願いいたします。続きまして、議案第135号、令和7年度9月北九州市一般会計補正予算、教育委員会所管分について御説明させていただきます。

説明に当たりまして、金額は万円単位とさせていただきます。

教育委員会から9月補正予算に計上いたしますのは、事業が2件、繰越明許費が1件でございます。

初めに、個別の事業について御説明させていただきます。1、学校給食費の保護者負担軽減事業につきましては、長引く物価高の中、進学等で学用品費等の出費が増加する小学校6年生及び中学校3年生、これには特別支援学校の小・中学部を含みます。これらにつきまして、令和8年1月から3月分の学校給食費の保護者負担額を免除するものです。経費といたしまして1億7,300万円を計上しております。

次に、2の学校体育館エアコンパイロット整備事業につきましては、学校体育館のエアコン整備に向けて、中学校2校、特別支援学校1校分の実施設計を行い、あわせて、動力やコスト、効率的な断熱工事等について検証するものです。経費といたしまして1,050万円の債務負担行為を設定いたします。

次に、繰越明許費です。学校施設エレベーター設置事業、小学校は、学校のバリアフリー化

を推進することで、障害のある児童が支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、小学校にエレベーターを設置するものでございます。令和7年度において適正な工期を確保できないため繰越しを行うものでございます。

以上で議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

**○委員長（高橋都君）** これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質疑はありますか。宇土委員。

**○委員（宇土浩一郎君）** おはようございます。宇土といいます。私は門司港遺構の問題でちょっと質問します。

当初の初代門司港遺構の発掘後、市長は専門家の意見を伺ってとコメントしていました。また、何度も県や文化庁からも専門家の意見を聞いているか、オープンにすべきなどの指摘がされていましたが、市が行ったのは審議委員の意見を個別に聞くだけで、現地保存や審議会の開催などの意見は無視、文化財について調査、審議すべき審議会を開催しませんでした。その反省はありますか。

**○委員長（高橋都君）** 文化企画課長。

**○文化企画課長** 門司港遺構の件で御質問をいただきました。

今、委員からは個別に意見を聞くだけであったというような御意見を賜りましたが、今回文化財保護審議会、この門司港遺構の件ですね、現地の視察というのも令和5年度に行っておりますし、令和6年度には全審議委員にお声がけをしまして、懇談という形で意見交換もしております。また、そこでいただいた意見というのは、きっちり内部で共有をしております、そうした意見も踏まえたところで総合的に判断をしたというようなところでございます。

また、北九州市の文化財保護審議会と申しますのは、市の文化財の指定の際に調査、審議するような機関でございますので、そのため開いていなかったというようなところでございます。以上でございます。

**○委員長（高橋都君）** 宇土委員。

**○委員（宇土浩一郎君）** 初代門司港遺構が発見され、文化財として貴重な遺構であると多くの専門家や学術研究団体、市民からも保存の声が大きく上がりました。しかし、本市は複合施設を優先し、遺構の価値づけをせず、遺構破壊に突き進みました。教育委員会の諮問機関である文化財保護審議会もこの2年間会議が一度も開催されず、任期を終えようとしています。審議会には教育委員会に意見を述べる建議の権限がないため、これまでどれだけの文化財が葬り去られたのでしょうか。このようなことが二度とないようにすることを訴えて終わります。以上です。

**○委員長（高橋都君）** ほかに質疑はありますか。吉田委員。

**○委員（吉田幸正君）** すみません。企業版ふるさと納税のギラヴァンツの交流施設、これは企

業版ふるさと納税を活用するというのはすばらしい取組だと思っていますし、ぜひその事業者希望があればそのことがうまく社会貢献事業として伝わるように、これは要望とします。

そこで、ここで7,000万円という収入があるんですが、ギラヴァンツが建設するクラブハウスの中の7,000万円は、これは内訳というんですか、幾らの建物でということと、それと、その市民スポーツの交流拠点というところのイメージを教えてくださいんですけども、ギラヴァンツはもちろんサッカーですから、サッカー以外のスポーツ、新門司はラグビーやテニスもあるんですが、その方々もその対象になっているかというのを教えてください。

それと、要望2つですが、国際会議場のガレリアの雨漏り補修、これはコンベンション協会と協議をしまして、ガレリアで物販とかができなかつたんですが、これを実はやりたいという希望の方もおられて、割とギラヴァンツの試合を見に行ったりとか、国際会議場の展示場のお客さんの人の流れがあるときに、あそこで活動ができるように既に要綱が変更になっています。ですから、何かあるときに、にぎわいづくりでもありますし、人の通るところへ、同時に北九州市のこういう事業をやっていますよとかPRとか、人のおるところが活用できる場になっているので、ぜひ活用してほしいと、これは要望です。

要望をもう一つ、体育館のエアコンの話ですけど、希望の高い事業でありましたので、すばらしい事業だと思っています。それで、そのときに断熱等の調査という文言がありました。協議もやりましたが、教室の中の断熱について行われていないという背景がありますので、やっぱりエアコンをつけるに当たっては、今どこの家庭も企業も断熱性能を高めたエアコンというのは一生懸命やっているとしますので、あわせて、それがどう教室の断熱あるいはエアコンの効率化につながるかは併せて研究をしてほしいと、これは要望としておきます。以上です。

**○委員長（高橋都君）** スポーツ振興課長。

**○スポーツ振興課長** ギラヴァンツのクラブハウス関連で、企業版ふるさと納税という件でお答えいたします。

まず、今回補正予算で7,000万円ということで計上させていただいております。これは建物の総事業費、総工費は現在のところおおよそ4億円ぐらいということ想定しております。その中で、これ今年度の補正予算としましては7,000万円計上させていただいております。企業によって期の締めがございますが、できるだけ早くというか、できるだけ多くの企業に募集したいというところでの今年度の7,000万円でございます。

最終的に令和9年度までを想定しますと、今のところおおよそ2億5,000万円ぐらいのふるさと納税というところを想定してございます。考え方としては建物の中でも公益性、公共性が非常に高いと思われることを、例えば面積の範囲でありますとか、あと利用の内容によりまして、そのぐらいの割合が現在のところは妥当かなという、そういう見立てでございます。

次に、スポーツ交流拠点というところの考え方でございますが、あそこは新門司のグラウンド、人工芝と天然芝のグラウンドがございます。ギラヴァンツの練習にももちろん使っていま

すし、市民利用、子供たちのラグビーの試合、サッカーの試合、そういうのでも使ってください。場所的に埋立地でございますので、例えば真夏の暑熱のときに逃げるような日陰がなかなかございません。それとか天候急変時に、例えばゲリラ豪雨、発雷、そういうときに避難する場所、それが今なくて、保護者の車の中で避難するというのが実情かと思えます。

そんな活用の中で隣にクラブハウス、そして、それがスポーツ交流拠点という位置づけの建物で設けまして、そこに一時的に緊急避難できるとかというのがまず大きくございます。あと、そこでその建物の中で広いロビー部分等々、会議室等使いまして、例えばファンと選手の交流ですとか、集まったラグビーの関係者の都市間交流でありますとか、それとか例えばプロスポーツというところの知見を生かしての食育の講座でありますとか、体のメンテナンスの講座ですとか、そういうことを幅広く市民交流として展開できたらなと考えているところでございます。以上でございます。

**○委員長（高橋都君）** 吉田委員。

**○委員（吉田幸正君）** ありがとうございます。今から企業版ふるさと納税を募るわけでありましても、我々もできるだけの協力をお願いしますし、東京に出ていった、稼いでいる地元を思う人たちにはしっかり声をかけたいと思います。

それで、4億円のうち2億5,000万円ということになると、具体半分以上は、言わば税金を投入したことになるわけでありまますから、僕はギラヴァンツのファンですけれども、今言われたように、もともとあそこのグラウンドについては、やっぱりギラヴァンツの第2グラウンドのような様相でありましたので、僕も議会でやりましたけど、週のうち4分の3は市民、子供に開放してくださいというのを当時の久保山局長だったかな、とお約束をして、いい活用をさせてもらっていると思います。今、現地のことはよく御存じだなと思いますのは、雨が降ったりとか、あるいは本当の急病人が出たときに場所がなくて困っているところが多いので、いい活用をしてほしいと思います。ラグビーにも活用できるという言葉をいただきましたので、よく覚えておきたいと思います。

あわせて、ついでにというか、要望といいますのは、新門司グラウンドの横に駐車場があるんですけども、駐車場というのは、ただだっ広い状態になっていて、そこを車が一生懸命止めるんですけど、だんだんだんだんばらばらになってきていて、あまりうまく止められていないという背景がありますので、せめて線ぐらいを引いてくれると、そこへきちんと並べてうまく活用ができるという場面がありますので、それを活用してほしいというのが1つと、今新門司マリーナの中にギラヴァンツの活動拠点があるわけですけれども、結局できるとそこが今度移ってくるんだろうと思うんですよね。ですから、新門司マリーナの活用がヨットマンにとってはしやすくなったという背景もこれによって生まれるわけですから、北九州のスポーツの中にヨットも加えていただいて、活性化に努めてほしいと思います。

最後に1つ要望なんですけれども、ギラヴァンツのそれができるのはあれなんですけど、スポ

一つの宿泊施設というのは合宿施設が北九州市になくて、ほかの都市、熊本なんかは結構合宿で盛んになっている場面がありますので、今後企業版ふるさと納税なりで市のお金をあまり大きく使わずともスポーツ施設の活用、活性化できる場面と思いますので、その要望が多いということ意見を述べさせていただきます、終わります。以上です。

**○委員長（高橋都君）** ほかに質疑はありませんか。山田委員。

**○委員（山田大輔君）** 山田でございます。私もちょっとギラヴァンツのクラブハウスについてお伺いしたいと思います。

これは交通の便ではあるんですけども、新門司でトレーニングマッチ、ふだんのシーズンの試合が終わった翌日なんかにはトレーニングマッチをこの新門司でされているかと思います。私も私の息子もギラヴァンツのサポーターでありますので、トレーニングマッチを見に行くんですが、どうしてもマイカーで行かざるを得ないというところがあります。車がない方、もしくは対戦チームのアウエーのサポーターの方々なんかは車で来られていないパターンが多いと思いますので、もしよかったら新門司のフェリーもありますので、都市戦略局だったり、皆さんとちょっと協力していただいて、交通をうまくやっていただけたらいいなと感じているのが正直なところではありますが、その辺の御見解がこのクラブハウス化によって何かあるのかというところを教えてください。

**○委員長（高橋都君）** スポーツ振興課長。

**○スポーツ振興課長** 確かにあそこに駐車場はございますが、場所的に公共交通が今のところ十分でないのは承知しております。今のところ、言われたような交通の便の改善策というのが具体的にあるわけではございませんが、また様々な意見をお伺いしながら、これから研究してまいりたいと思っております。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 山田委員。

**○委員（山田大輔君）** ありがとうございます。フェリーの送迎バスなんかもありますので、そのあたり多分市の交通局がやっつけらっしゃる分もあったのではないかなと思うので、そのあたり何か改善ができたらいいなと思います。

2つ目、先ほど吉田委員からありました合宿の話なんですけども、このグラウンド、近くにも少年自然の家があります。私も実はここのグラウンドで少年野球の試合、大会の運営を1回やらせてもらったりですとか、テニスコートでテニスをしていたりしていたんですけれども、そういう少年自然の家との連携というのはかなりあり得ると思いますので、ぜひともそのあたり改善していただければと思いますが、これは要望として終わります。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 岡本委員。

**○委員（岡本義之君）** 私から1点だけ、教育委員会所管分の令和7年9月一般会計補正予算のうち、学校給食費の保護者負担軽減事業について伺います。

これは、特別支援学校の小・中学部を含んだ小学校6年生と中学3年生の来年、令和8年1

月から3月の間の給食費の保護者負担を軽減するものですが、それぞれ小学校、中学校で幾らぐらいになるのかと、各世帯で言うと幾らぐらい免除されるのか、これは正式に決まりましたら、保護者の皆さんにはいつ頃どんなふうにしてお知らせするのか、お聞かせください。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 学校保健課長。

**○学校保健課長** 9月補正の学校給食費の保護者負担軽減事業についてお答え差し上げたいと思います。

まず、1人当たりの支援額というところがございます。小学校、中学校、特別支援学校でちょっと月額が違いますので、それぞれでお答えいたします。

小学校6年生につきましては、今月額の保護者負担額が4,300円でございます。ですので、これの3か月分を今回免除するという話になりますので、合計1万2,900円という形になります。中学校3年生につきましては、月額保護者負担額は今5,400円でございます。これの3か月分ということで1万6,200円ということになります。

特別支援学校の小学部6年生、これは先ほど申し上げました小学校と同額でございます。特別支援学校の中学部、中学部3年生につきましては、ここは月額保護者負担額が5,100円でございますので、これの3か月分ということで1万5,300円という形になります。児童生徒個々で見たときにはその額になりますということで、すみません。世帯でという話になったときに、御兄弟が2人いる方がどうかというところまで、すみません。ちょっと私ども把握しておりませんので、そこは申し訳ございません。

今回の周知でございますけれども、今回議決をいただきましたら、できるだけ早いタイミングで周知はしていきたいと思っております。以上でございます。

**○委員長（高橋都君）** 岡本委員。

**○委員（岡本義之君）** まだ具体的に、議決されていないので決まっていなないんだと思いますけれど、長引く物価高の中でいろいろな進学に際して出費が増加するということを考えてやっている事業だと思いますので、議決次第しっかりと早め早めに周知していただきたいと思います。要望して終わります。以上です。

**○委員長（高橋都君）** ほかにありませんか。宇土委員。

**○委員（宇土浩一郎君）** 私も今、岡本委員に関連して、3か月間小学校6年生と中学校3年生が無償になると、でもしかし、みんな本当に物価高騰で苦しい中で今生活をしております。だから、私の願いとすれば、もう全学校、中学、小学校全てで学校給食を無償化してほしいという願いがあるんですけども、どうでしょうか。

**○委員長（高橋都君）** 学校保健課長。

**○学校保健課長** ただいまいただきました全学年対象にできないかというお話でございます。今回の補正予算の経費でございますけれども、こちら、物価高対策ということでやらせていた

だいておまして、国の重点支援地方交付金、これを活用させていただいております。この重点支援地方交付金ですね。今回国で追加交付しますという話がまずもともとございまして、そのうちの3.3億円というのが市に限度額として追加で示されたところでございます。この3.3億円というのを市の中でどうやって有益に使っていくかという中で、この限られた財源の中で今回どういったことならできるといところで考えさせていただいたところ、対象学年として2学年で、ちょうどこれ進学で非常に臨時的な負担が増加するという、こういう層に特化して1月から3月という間の期間限定という形でやらせていただいたといところでございます。そういった内容でございます。以上でございます。

**○委員長（高橋都君）** 宇土委員。

**○委員（宇土浩一郎君）** ありがとうございます。

続きまして、小倉城のエレベーターの設置の関係についてです。エレベーターまでかなりの坂がありますよね。あれをどういうふうに上がっていくのかと、そういう何か対策、体の不自由な方とか車椅子の方とか、いろんな方がいると思うんですよ。だから、そういう方がそのエレベーターのところまでどういうふうな形で行くか、そういう対策は立てていますか。

**○委員長（高橋都君）** 観光課長。

**○観光課長** 小倉城のエレベーター棟の新設についてお答えいたします。

今御質問ありました小倉城の入り口まで上がるに当たりましては、大手門から勾配がきつい坂を、これは健常者、障害者の方問わず上がっていく必要があります。今回のエレベーター棟の新設に当たっては、一番勾配が厳しい部分を避けて、小倉城天守閣から約30メートル離れた箇所新たにエレベーター棟を新設することとしております。そういう意味では、上がっていく際に、やはり車椅子の方などは介助の方は必要かとは思いますが。ただ、それが最後勾配が激しい部分というのは回避できるというところのメリットというのはあるのかなと考えております。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 宇土委員。

**○委員（宇土浩一郎君）** それは、手伝ったりする方はいないということですか。

**○委員長（高橋都君）** 観光課長。

**○観光課長** すみません。小倉城の天守閣の中に入場された方につきましては、今でも車椅子用のリフトがあったり、必要に応じて介助をしていただけるんですけども、その外の部分に対してエレベーター棟までアクセスといところに関しましては、申し訳ないですが、そこは介助の方についていただく必要はあるのかなと考えております。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 宇土委員。

**○委員（宇土浩一郎君）** できれば要望ですけど、それもいろいろ検討してください。よろしくお願いします。以上です。

**○委員長（高橋都君）** ほかにありませんか。立山委員。

**○委員（立山幸子君）** 公明党、立山です。教育委員会の部分で繰越明許費のエレベーター設置事業が小学校となっていますけれども、どこの小学校が今年度設置できなかったのか教えていただきたいのと、あと適正な工期が確保できないためとあるんですけど、それがもう少し詳しくどういった理由でできなかったのかと、あと来年度設置する工期がもう決まっているのかどうか教えていただけたらと思います。

**○委員長（高橋都君）** 施設課長。

**○施設課長** 学校施設のエレベーター設置事業ですけども、今年度当初予算で予定しておりました学校は、繰越しに今回計上しましたところは八幡西区の赤坂小学校、小倉南区の長行小学校、同じく小倉南区の若園小学校の3校でございます。これがエレベーター設置事業は工期が大体9か月から10か月ほどかかります。なので、当初予算で計上すれば年度内に執行できるという見込みで当初予算計上したんですけども、昨今大阪で開催されております万博ですね、こちらにかなりの技術者をメーカー各社配置されておまして、年度当初で発注すると恐らく入札不調を起こすだろうという見込みが技術部門からありまして、万博が終わった時期ぐらいであれば恐らく応札ができるだろうといった話もありましたので、今回繰越しをして、今年度後半から来年度前半にかけて9か月から10か月程度の工期で設置をしまえようと思っております。ですので、実施自体を見送ったわけではなくて、実施工期を少しずらすといったことで考えております。以上でございます。

**○委員長（高橋都君）** 立山委員。

**○委員（立山幸子君）** ありがとうございます。多分エレベーターを設置するという事は、そういった児童がいらっしゃるといことで設置されるのではないのかとと思っているので、早くつくことを願っております。要望とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**○委員長（高橋都君）** ほかに。本田委員。

**○委員（本田一郎君）** 先ほど宇土委員からもありましたけれども、小倉城天守閣のエレベーターの件であります。

4億2,000万円ですね、限度額が。国から補助が一応9,000万円ということなんですけれども、そのうち天守閣等の改修と耐震補強工事というふうにもありますので、ちょっと内訳を教えてください。

それと、今現行のエレベーターとの使い分けと、あとはやっぱりバリアフリーが目的だと思いますので、その辺をどのように優先的に使うのかということも含めて答弁をお願いいたします。

**○委員長（高橋都君）** 観光課長。

**○観光課長** 小倉城のエレベーター棟の総額の工事の内訳について、まず、お答えいたします。

この小倉城天守・小天守E V棟増築と、今回小天守の耐震改修工事というものを一体的に行うものです。そこで、まず、天守閣の内部の改修、これが3,500万円、エレベーター棟の新設、これが2億8,180万円、小天守の耐震改修工事、これが7,710万円、最後、仮設トイレや仮設事

務所等のプレハブ設置、これが2,660万円、総額4億2,050万円となっております。

現行のエレベーターとの使い分けですけれども、現行のエレベーターは天守閣の中に入りまして、1階から5階まで移動できるような形で今設置しています。今回のものは天守閣の外部に設置をしまして、そのエレベーターを上ると途中で連絡通路で天守閣までを約30メートル結ぶという工事を想定しております。この工事につきましては、もちろんユニバーサルツーリズムの一環ということで、体の不自由な方についてのいろいろ利便性向上という意味合いもありますが、あとは一般の方にとっても例えば火災や地震が起きた場合に避難路が複数増えるということでのそういった意味合いもございます。以上です。

**○委員長（高橋都君）** 本田委員。

**○委員（本田一郎君）** ありがとうございます。小倉城は年々入場者が増加しておりまして、また、こういった新たに利便性の高いエレベーター等々が設置されることによって、さらに増えてくると思いますので、いずれにしても利用者にとってはプラスになると思いますので、ぜひこれをまた進めていっていただいて、あと内訳に関しましては分かりました。ありがとうございます。私からは以上です。それをちょっと確認したかったものですから、ありがとうございました。

**○委員長（高橋都君）** ほかに質疑はありませんか。小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** 私からも補正予算の学校給食費の保護者負担の軽減事業についてお伺いします。

岡本委員から、決定すれば早い広報をとというふうなことが出ておりました。私もそこを同様に思います。

もう一点、今までの各学校での給食費の会計処理というものが、通年の児童生徒の会計処理と、小学校6年生、中学校3年生の児童生徒は4月から12月までに変わりますよね。それで、その部分の会計処理ということが各学校で行われなければならないと思いますので、そのところの会計処理の方法というのも、これも決まれば早く通知を出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

**○委員長（高橋都君）** 学校保健課長。

**○学校保健課長** 今ご質問いただきました今回の事業に伴う会計処理の関係でございますけれども、おっしゃられるとおり、今ほとんどの世帯が口座振替という形で引き落としで給食費をいただいている形になります。これシステム上、今月幾ら引きますよという形の処理を学校でしておりますので、対象学年の児童生徒につきましては1月から3月の間徴収しませんということで、そういう処理は必要になってきます。当然、今回の事業を行うことによりまして、こういった手続が学校で必要になりますよというのをしっかり伝えていくことは重要でございますし、できるだけ早く伝えるというのは当然のことだと思いますので、これも議決が終わり次第速やかに学校に通知できるように今準備をしているところでございます。以上でございます。

す。

**○委員長（高橋都君）** 小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** よろしく申し上げます。やはり学期末ぎりぎりになってくると非常に学校の事務職員、煩雑なことが多くなってくるので、分かりやすく早くよろしく願いいたします。以上です。

**○委員長（高橋都君）** ほかに質疑はありませんか。

それでは、ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

**○副委員長（小宮けい子君）** 高橋委員。

**○委員（高橋都君）** 私からは幾つかお尋ねしたいことがあります。

メモリアルホールなんですけど、埋蔵文化財センターの移転改修の工事のことですが、メモリアルホールとして村野藤吾のコーナーというか、そういった顕彰をするのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

分かりました。すみません。ちょっとそれは議案とは外れているみたいなので、次のときにまた回します。

それでは、すみません。埋蔵文化財の今回の条例改正についてお尋ねします。

先ほど、今回埋蔵文化財の保護審議会について建議ができるようにするというのを文化財保護法の第190条の第1項に基づいてということで、今回の文化財保護条例改正がされていますけれども、これを全項を含めたものに変更するべきだという陳情がございました。その中で答弁としては、変更の必要はないということで、この条例にはそれが全てが反映されるというような答弁だったかと思うんですけども、実際にこの条例の中にはほかの他都市では、札幌、横浜では建議ができるというようなことを明記されていると思うんですけども、それについてほかと違う方法を取るというか、それで済ませるということなんですけども、それで変えるということはないのかどうか、お尋ねします。

**○副委員長（小宮けい子君）** 文化企画課長。

**○文化企画課長** 御質問にお答えいたします。

まず、文化財保護法になぜ所掌事務を明記していないかというところをもう一度丁寧に説明をさせていただきたいと思っております。

これは、1点目には例えば法改正が今後行われる可能性がございますけども、そうした場合には、もう自動的に反映されますし、ずれや改正漏れが生じません。また、法の解釈が条例にそのまま適用されることから、過大解釈が生じることなく、安定的に運営できると考えております。また、今回の文化財保護条例のように法規を実施する条例の場合、規定されるのは基本的には自治体が強化とか追加をしたい事項のみとされておりますので、特段の内容拡充を行う場合は規定しないのが原則であるとのことから、法制担当とも協議の上、記載をしていないもの

でございます。

一方、条例に記載しました場合は、先ほど申しましたように法改正があった場合の、その都度その都度の条例改正が必要になりますし、また、そのタイムラグの可能性もございます。また、仮に同じ条文であっても法と条例の解釈に違いが生じる可能性があるということで、我々上位法に基づき対応するというので、法律の解釈をそのまま適用できるというような、より適切で間口の広い対応になっていると考えております。

委員から先ほど他都市の例というのがございました。ただ、他都市の中で確かに所掌事務を定めているというような団体は多々ございますけれども、その中でも建議の規定を書いているのはそのうちの半分程度でして、そこには建議を書かれていないですとか、例えば意見を述べることができるですとか、法とは違ったような条文で書かれていらっしゃることもあります。それというのはその都市都市で解釈をするというようなところになりますので、我々それではなく法に基づいて、法の適用と同じように今後運用していくというところで考えておりますので、より適切な形での条例改正に努めたところでございます。以上でございます。

**○副委員長（小宮けい子君）** 高橋委員。

**○委員（高橋都君）** 他都市でそのように意見を述べることができるのか、建議ができるという、それぞれあるかと思うんですけれども、やはり明記することで、それが見たときには、はっきりと分かる、それが明記されていなければ大枠でそれを受けるということになるかなと思うので、ぜひこれを残してというか、条例の中にこれを入れてほしいということは要望していきたいと思っております。

それから、るる先ほどから出ております文化財保存計画の地域計画なんですけれども、この中で、国の中で文化財保護計画の作成に当たっては、地方文化財保護審議会が必須要件としてこれを設置するとなっているんですね、この意見聴取をするという意味で。だから、どうしてもこれが必要だということで今回これが出されたかなと、審議会を置くというふうになったかなと先ほどから理解しているんですけれども、実際にはもう7年この計画が発表されてから他都市でも今120でしたかね、そのようなところができているということ、福岡県でも9の自治体がそれを行っているという、7市ですかね、行っているということなんです。ですから、その時点で変えれば今回門司港の遺構ですね、それを壊すことはなく、この審議会にしっかりと意見が聞けたのではないかと感じるんですけど、その点についていかがですか。

**○副委員長（小宮けい子君）** 文化企画課長。

**○文化企画課長** 地域計画につきましては、文化財の総合的な中長期的な保存と活用の計画となっておりますので、個別具体的にどの文化財を守っていくというようなところではないと思っております。地域計画が先にできていたら門司港遺構が守られたのではないかなというような御趣旨の質問かと思っておりますけれども、文化財に関しまして我々もいろんな専門家からの御意見、また、団体からの意見というのでも聞いてまいりました。そうしたところで総合的に判断してとい

うことですし、また、一部でも地元にもそのまま残している部分というのもございますので、それをやはり皆さんの意見をお聞きして、開発等の調整を取りながらできる範囲で残させていただきますし、しっかり記録保存もさせていただいたというようなところがございます。以上でございます。

**○副委員長（小宮けい子君）** 高橋委員。

**○委員（高橋都君）** 門司港のことだけではなくて、やはりこれまでに文化財のことに関して、文化財保護審議会、開かれていないことが多かったわけですね。特に今回審議会を置くということなんですが、この審議会が2年間開かれていませんでしたよね。会長も就任されていないときもありましたね。途中からだったと思うんですね。ですから、その間に審議会を開くとか、先ほど価値づけしていなかったからというふうなことを言われましたけど、複合施設というか公共施設を最優先したために価値づけしなかったから審議会は開かれなかったと言われたかと思いますが、そうではなくて、やはり審議会というこれだけの機能を果たす機関があるわけですから、そこでちゃんと開くべきだったと思うんですけど、2年間開かれていなかった、その点についてどうお考えですか。

**○副委員長（小宮けい子君）** 文化企画課長。

**○文化企画課長** 先ほど宇土委員からの御質問の際にも御説明させていただきましたけども、北九州市の文化財保護審議会と申しますのは、市の文化財指定の際に調査、審議していただくような機関でございますので、開催をしていなかったというようなところがございます。過去も開催していないような年もございまして、そうした案件がなかったというふうなところがございます。

また、価値づけしないとかというお話を私から説明をさせていただいたというところは認識をしております。以上でございます。

**○副委員長（小宮けい子君）** 高橋委員。

**○委員（高橋都君）** 分かりました。それで、審議会、この今から条例、これがもし可決されて、11月1日から施行されるかと思うんですが、10月30日で任期が切れるかと思うんですね。それまでの間に審議会を開くんでしょうか。

**○副委員長（小宮けい子君）** 文化企画課長。

**○文化企画課長** 今回の条例改正、議決されれば11月1日施行の予定でございます。ですので、今のところ諮問事項が予定ございませんので、今の現時点では開催の予定はございません。以上でございます。

**○副委員長（小宮けい子君）** 高橋委員。

**○委員（高橋都君）** では、審議会を開かずに今回任期で辞められる方、また、新たに任命される方がいるかと思うんですが、その議論はどこでされるんですか。教育委員会ですか。

**○副委員長（小宮けい子君）** 文化企画課長。

**○文化企画課長** 条例改正の議論というのは、特段その審議会の中でするものではないです。こういった条例改正につきましては、教育委員会会議に事前に今回条例議案を出すということで、8月に教育委員会会議では議論をしていただいたところでございます。以上でございます。

**○副委員長（小宮けい子君）** 高橋委員。

**○委員（高橋都君）** 分かりました。教育委員会会議ということも重要なかなと思います。やはり新たな審議会の方たちが今回、今後任命されるかなと思いますけれども、先ほどから口頭陳情された方が、結局は審議会は開かれずに懇談というような形でしか意見は聞いていなかったと思うんですね。その中の意見というのが反映されていない、これは大きな問題かなと思うんですね。市長は、これまで専門家の意見を聞くと言いながら、結局は審議会を開かずに、意見を聞かずに、市の機関でありながらそれをやらずに今回の結果に至ったということにつながると考えますので、ですから、審議会というのは重要な位置づけだと思います。それで、今回文化財保護審議会を設置するという事は、一歩大きな前進かなとは思いますが、これまでの機関の在り方として、やはり審議会というのは重要な位置になるかだと思います。それで、新たな任命される委員の方たち、そういったこともしっかりと今後検証していかないといけないかなと思っております。

それと、これまでに文化財保存活用地域のこの計画なんですけれども、先ほどから言っています地方の文化財保護審議会が必須にはなっていますけれども、地方自治法でもこの文化財の保存活用地域計画ができていくところがあるかと思うんですけれども、それはどうなんでしょうか。お分かりになりますか。

**○副委員長（小宮けい子君）** 文化企画課長。

**○文化企画課長** 他都市の状況というのは、私どももちょっと把握をしておりますけれども、我々も文化財保存活用地域計画を今から進めていきたいという中で文化庁にも確認をいたしまして、今北九州市は地方自治法に基づくものであるけれども、いかがかというようなお問合せをしたところ、地域計画の策定に当たっては、文化財保護法に基づく審議会が必要であるというような回答をいただいておりますので、今回条例を改正させていただいたところでございます。以上でございます。

**○副委員長（小宮けい子君）** 高橋委員。

**○委員（高橋都君）** 文化財保護審議会の重要性、これが必須となっていますけれども、計画の中には地方自治法でもこれが計画ができるということもちょっと伺っておりますので、その点について今回審議会が設置されるようになったということは、とてもいいことなんですけれども、そういったところで矛盾が生じないのかなというのが、これまでにやっていなかった、文化財保護審議会が設置されていなくて、地方自治法でこれまでずっとやっていたことがなぜできなかったかということにつながるかなと思ったものですから、そのようにお聞きしたわけな

んですけれども、御意見があれば伺いたいと思います。

**○副委員長（小宮けい子君）** 文化企画課長。

**○文化企画課長** 申し訳ありません。先ほども御答弁させていただきましたとおり、他都市の事例に関しては、ちょっと我々がどうこうというところではございませんけれども、文化財保護法の趣旨にのっとりまして、今後もより適切で皆さんの意見を聞きながら地域計画についても、文化財保護審議会の皆様はもちろんのこと、パブリックコメント等も取るようにしておりますので、そうした幅広い意見を聞きながら、よりよい計画策定になるように努めたいと考えております。以上でございます。

**○副委員長（小宮けい子君）** 高橋委員。

**○委員（高橋都君）** ありがとうございます。どちらにしてもこれまでにいろいろな国や県や、また、文化庁からいろいろな御意見や指導やらあったと思うんですね。それに対してこれまで我が市はそれを記録が残っていなかったり、意見が反映されていなかったり、そういったことがたくさんあったかなと私は思います。その中で今回のこの審議会の設置について、これは一歩前進かとは思いますが、その中でやはり文化財保護審議会の重要性、役割というものは、これは絶対に守っていかないといけないなと思いますので、文化財保護法第190条の全項目を含めたものを記載をすることも、これも要望したいと思いますし、しっかりと今後専門家の意見を聞くような仕組みに変えていけるように要望して、終わりたいと思います。

**○副委員長（小宮けい子君）** ここで委員長と交代いたします。

（副委員長と委員長が交代）

**○委員長（高橋都君）** ほかに質疑はありませんか。有田委員。

**○委員（有田絵里君）** すみません。2点聞かせてください。

まず、皆さん御質問されていらっしゃる給食の保護者負担軽減事業の件なんですけれども、3億3,000万円のうち1億7,000万円もここに持ってきていただけたという、まず、これがすごいなと思って本当に感謝しております。

ちなみになんですけれども、さっき3か月ということだったんですけれども、これ学年としては小学校6年生と中学校3年生なので、卒業式の時期なんで、最後多分半分ぐらいしかないと思うんですけれども、これ丸っと3か月という考え方ではないですよ。普通は日割りで計算されて、最後徴収ではないんですか。

**○委員長（高橋都君）** 学校保健課長。

**○学校保健課長** 私ども学校給食費ですね、年間を通じて必要な額を、8月は夏休みで給食を提供しませんので、8月を除いた11か月で均等割して月額で請求をしております。先ほど岡本委員からの御質問でお答えしましたとおり、1か月幾らという額を定額で今請求しておりますので、3月が日数が少ないからといって月額負担額が少ないというわけではございませんので、そういう形になっております。以上でございます。

○委員長（高橋都君）有田委員。

○委員（有田絵里君）すみません。今の御説明でよく分かりました。ありがとうございます。もしこれで本当だったら日割りだった部分がということだったんだったら、12月とかもできなかったんですかということだったんですけれども、そうやってきちんと日割りとかではなく定額でちゃんと計算された上でされているんだったら、丸っと3か月分しっかりと、限られた予算の中で選択と集中でしていただいたんだと思いますので、ぜひまたこういった重点支援金がまた追加であるとかということがあったら、しっかりキャッチしていただいて、こういったところにぜひ、やっぱり子育て世代、かなり苦しい思いをしております。どの世帯もすごい大変な思いをしているんですけれども、ぜひ頑張ってくださいねと思います。

あとは小倉城の件を教えてください。小倉城のエレベーターなんですけれども、私が去年12月に骨折しまして、年末に実は小倉城に行くイベントがあったものですから、実は車椅子で実際に行かせていただきました。下から上がっていったんですけれども、もうすごい、真冬なのに汗だくになりながら上がらないといけなくて、すごくつらい思いをしました。ぜひよかったら早くこれは、工期短縮できるということだったんですけれども、これがもし予算として通ったら、どれくらいでまず出来上がる予定なんでしょうか。

○委員長（高橋都君）観光課長。

○観光課長 まず、私どもとしましては、例年一番小倉城がにぎわうのは桜まつりの期間、4月ですね、ここにはぜひ間に合わせたいということで考えております。今回、一括発注することで令和7年度、令和8年度で一括するんですけれども、令和8年度末に全ての工事を完了する予定にしております。今回一括して発注することで、工期が3か月ほど短縮できる予定になっております。以上です。

○委員長（高橋都君）有田委員。

○委員（有田絵里君）ありがとうございます。一刻も早くという気持ちがありましたので、こういった工夫していただけるのはありがたく思います。

また、要望もあったと思うんですけれども、下からやっぱり上がっていく、ここが少しでも今後工夫していただければなと思いましたので、本当に車椅子で行く、もしくは松葉づえで行くといったことになると、かなり負担が大きいので、こういったユニバーサルツーリズムということで、どなたでも入りやすい施設を目指していただくのであれば、そういうものも考えていただきたいですし、今後ぜひ御検討いただきたいのは、こういった施設に関しまして、ユニバーサルトイレというのがなかなか今進んでおりません。北九州市内のそういったトイレ関係のところはなかなか進んでいないので、そういうのも併せて今後ぜひ御検討いただければなと思いましたので、併せて要望としておきたいと思います。以上です。

○委員長（高橋都君）ほかにありませんか。

ほかになければ、以上で議案及び陳情の審査を終わります。

次に、議案第126号、北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部変更について及び議案第130号、小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の一部変更についての以上2件について一括して報告を受けます。

これらの議案は建設建築委員会に付託され、審査されていますが、予算執行局である都市ブランド創造局及び教育委員会からそれぞれ報告を受けるものです。

それでは、報告を求めます。埋蔵文化財担当課長。

**○埋蔵文化財担当課長** それでは、契約担当局である技術監理局より令和7年9月議会に提出されている議案第126号、北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部変更について、参考に御報告させていただきます。

タブレット配付資料13ページを御覧ください。この工事に関する契約については、契約金額が10億円を超える工事だったため、令和5年12月議会で当初契約の御承認をいただいております。このたび一部変更契約を行う必要が生じました。このため、改めて契約担当局である技術監理局より議案を提出しております。

本日は予算所管局として参考に報告させていただきます。今回の主な変更理由は、インフレスライド条項に基づく資材、労務単価等の変動による新たな単価の適用による増額でございます。

そのほか、改修工事を進めていく中で新たに判明した安全性に問題のある箇所に対応するためのコンクリートの剥離対策や壁面の補修等の追加工事による増額、そして、快適トイレの設置などを含む工事の共通費の増額を行うものでございます。これらにより、契約金額を12億9,223万3,800円から2,623万3,900円増額いたしまして、13億1,846万7,700円に変更させていただくものでございます。

以上で報告を終わります。

**○委員長（高橋都君）** 総務部長。

**○総務部長** 続きまして、教育委員会から御説明させていただきます。

資料の5ページをお願いいたします。関連議案といたしまして、議案第130号、小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の一部変更について御説明させていただきます。

本議案は、条例の定めによりまして、予定価格が5億円以上の工事の請負については議会の議決に付さなければならないとされているために提出するものでございます。なお、議案の所管は技術監理局となっておりますので、関連議案とさせていただきます。

議案の内容は、現在契約中の小倉北特別支援学校等新築工事について、契約金額を増額変更するものでございます。具体的には、2の今回の変更内容に記載のとおり、インフレスライド条項及び単品スライド条項の運用に基づいた変更、それから、働き方改革に基づく対応による変更などによりまして、約1億500万円経費が増えたものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいた

します。

○**委員長（高橋都君）** ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。質問、意見はありませんか。吉田委員。

○**委員（吉田幸正君）** 働き方改革に基づく対応における変更1,100万円、これ働き方改革は具体的にどういう働き方改革になるのでしょうか。あまり見たことない気がします。

○**委員長（高橋都君）** 施設課長。

○**施設課長** 小倉北特別支援学校の契約変更に関して、働き方改革という項目が入っておりますけれども、この詳細な内容につきましては長時間労働で、特に公共工事における週休2日制の導入をした場合に職員に対する手当の関係とかで、週休2日を実施することで必要となる請負業者の必要経費について金額を手当てするという考え方に基きまして、契約変更を行っているものでございます。以上です。

○**委員長（高橋都君）** 吉田委員。

○**委員（吉田幸正君）** ということは、この契約当時は週休2日事業の対応になっていなくて、受注した後に我が社は週休2日、従業員を休ませますので、お金をもう少し増やしてくださいということになったんだと思います。これ今公共事業、週休2日になっている事業が多くなってきていると思う、技術監理局のところかも分かりませんが、これは最近、すみません、よく起こっている感じのことですか。全体は難しいですか。

○**委員長（高橋都君）** 施設課長。

○**施設課長** 現在の取組は、ちょっとどうなっているか私は詳細は分からないんですけども、小倉北特別支援学校を発注した時点では、基本的に週休2日制を前提とせずに発注をして、後で事業者から週休2日制を導入しますという声があれば、その分に関して契約変更で対応しているという形になろうかと思えます。ほかの事業でも同じような形になっておりますので、そういった変更の話があって、ただ、現在それを週休2日制を前提として発注しているのか、後で変更して導入するというふうにしているのかは、すみません。ちょっと私では分かりかねます。以上です。

○**委員長（高橋都君）** 吉田委員よろしいですか。ほかに意見、質問はありませんか。

ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○**副委員長（小宮けい子君）** 高橋委員。

○**委員（高橋都君）** 失礼いたしました。先ほどの埋蔵文化財センター、ここで言わないといけませんでしたね、の移転問題のことです。村野藤吾の建物なんですけれども、メモリアルホールというような形でされるのか、また、そういった村野藤吾の顕彰をするようなそういうコーナーというのができるのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○**副委員長（小宮けい子君）** 埋蔵文化財担当課長。

**○埋蔵文化財担当課長** 村野藤吾の顕彰またはメモリアルホールをつくるのかという御質問についてお答えさせていただきます。

新しい埋蔵文化財センターの展示については、基本設計、実施設計を通じて今形をつくってきているところでございます。その中でメモリアルホールではなく、旧八幡市民会館のメモリアルコーナーということで建物を紹介する展示を考えております。当然、埋蔵文化財センターの展示は出土品を軸に北九州市の歴史を、例えば道具の技術の変化などを通じて市民の皆様に紹介する、そういうことを考えております。しかし、村野藤吾氏は市にもゆかりが深く、そして、旧八幡市民会館は市民に愛された建物でございます。このため、旧八幡市民会館のメモリアルコーナーとして一部建物の紹介をしたり、建物に残されていた資料などを皆さんに見ていただくということを考えております。以上でございます。

**○副委員長（小宮けい子君）** 高橋委員。

**○委員（高橋都君）** ありがとうございます。ぜひ村野藤吾、この建築、素晴らしいものですので、それをここで埋蔵文化財センターという形にはなりませんが、残っているということが重要なと思います。ぜひそれをしっかりと市民の皆さんに紹介できるようによろしく願いいたします。私からは以上です。

**○副委員長（小宮けい子君）** ここで委員長と交代いたします。

（副委員長と委員長が交代）

**○委員長（高橋都君）** 宮崎委員。

**○委員（宮崎吉輝君）** 執行部に対して要望とかではないんですが、委員長、副委員長にお願いしたいのは、今度新しく小倉北特別支援と北九州中央高等学園が同じ敷地の中で完成ということでありますので、ぜひ一度視察に行きたいなという思いがありますので、その思いだけをお伝えさせていただきたいと思います。

**○委員長（高橋都君）** ありがとうございます。私たちも協議して、その決定はまたお知らせしたいと思います。

ほかにありませんでしょうか。

なければ、以上で議案の報告を終わります。

次回は10月6日午前10時に開会いたします。

本日は以上で閉会いたします。

---

教育文化委員会	委員長	高橋	都	㊟
	副委員長	小宮	けい子	㊟